

企画競争説明書

業務名称：エリトリア国沿岸漁業開発戦略策定プロジェクト

案件番号：19a00311

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年7月31日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年7月31日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：エリトリア国沿岸漁業開発戦略策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

(3) 適用される契約約款難型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

() 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2019年9月～2022年5月

なお、上記の契約履行期間は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【契約第一課、真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp】

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）

第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・22・03年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019年4月1日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019年9月30日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、令和01・22・03年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成28・29・30年度全省庁統一資格
- 2) 機構が2019年3月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特になし。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年8月7日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年8月9日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年8月16日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

5) 虚偽の内容が記載されているとき

6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

特になし。

3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) ERN 1 =7.19 円

b) KES 1 =1.065650 円

c) US\$ 1 =107.871000 円

d) EUR 1 =122. 615000 円

4) その他留意事項

a) 本件業務の一般管理費等の見積りに際しては、「紛争影響国・地域」での業務であると位置づけ、一般管理費等率の上限に10%を加算して見積もることを認めるものとします。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者/水産開発
- b) 漁具・漁法

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 11.78 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点

40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年9月6日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達最適化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）

- に規定する日本法人であることを条件とします。
- 本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_q/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
注) 類似業務：沿岸漁業振興に係る各種業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法
1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

- 1) 業務管理体制の選択
本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。
- 2) 評価対象業務従事者の経歴
評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
 - 業務主任者／水産開発
 - 漁具・漁法

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／水産開発）】

- a) 類似業務経験の分野：水産開発に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：エリトリア国及び全途上国
- c) 語学能力：英 語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 漁具・漁法】

- a) 類似業務経験の分野：漁具漁法の普及改善に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：エリトリア国及び全途上国
- c) 語学能力：英 語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強

と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／水産開発	(34)	()
ア) 類似業務の経験	13	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	6	
エ) 業務主任者等としての経験	7	
オ) その他学位、資格等	5	
② 副業務主任者の経験・能力：	()	()
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) 業務主任者等としての経験		
オ) その他学位、資格等		
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	-	()
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	
イ) 業務管理体制	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 漁具・漁法	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

【第3 特記仕様書案】

1. プロジェクトの背景

エリトリア（人口 495 万人、11.76 万 km²(2016 年)）（以下、「当国」という。）はスーダン国境からジブチ国境までの約 1,900km の海岸線を有し紅海と面している。また、121,000km²の排他的経済水域に、56,000km²の大陸棚を有しており、岩礁域や砂地に生息する底魚類、小型から大型の浮魚類、甲殻類など多様な水産物に恵まれており、低・未利用状態の資源も多い。

一方、当国は 1993 年にエチオピアからの独立を果たしたが、30 年に及ぶ内戦は同国のインフラや経済に深刻な打撃を与え、当国政府は独立以来、それらの復旧や再建に取り組んできた。しかし、就業人口の多くが生産性の低い農業・牧畜業に従事している一方、食料の 7 割を輸入ないし援助に依存しているなど依然として最貧国の状態にあり、特に近年は深刻な干ばつ被害を頻繁に受け、食料・栄養事情が極めて脆弱な状況に陥っている。紅海の豊富な水産資源は、このようなエリトリア全体の食料安全保障と沿岸人口の生計向上に貢献する大きな可能性を有している。しかしその後、1998 年に勃発したエチオピアとの国境紛争は同国の経済やインフラに深刻な影響を与え、水産業の成長を大きく妨げている。

このような背景から、当国政府は、海洋水産資源を同国の経済発展（外貨獲得）や食料安全保障、貧困緩和（地方開発）及び沿岸住民の生計向上のために持続的に利用することを目標として水産セクターの開発に取り組むことを政策として掲げ、我が国に協力を要請した。その結果、2014 年 9 月の対エリトリア経済協力政策協議において水産分野を新たな協力分野として検討することが合意された。

これを受けて JICA は、これまで協力の可能性を探るとともに、当国の水産セクターの現況を把握するため 2017 年 7 月～2018 年 7 月に基礎情報収集・確認調査を実施した。その結果、現在の企業型商業漁業のほとんどがエジプト船籍のトロール船による漁獲であり、それら漁獲物はエジプトの漁港で水揚げされるため、エリトリア国内への水産物供給に益するところは少ない一方、国内での魚介類への需要が増加し、供給が追い付いていない現状が明らかになった。また、当国の人口は偏在しており、国内でも環境が厳しい沿岸地域では漁業の担い手となる人口が極めて少ない。このような現状から、支援の優先分野は、食料安全保障や地方開発（漁民の生計改善）のための沿岸漁業の生産性の向上や生産量の安定化、内陸への水産物供給の推進など沿岸零細漁業の開発であることが確認された。そうした中、エリトリア政府は、セクター全般の包括的な開発計画（マスタープラン）として、「2018 年-2022 年水産開発戦略ペーパー」（以下、「開発戦略」）を策定するとともに、その中で紅海沿岸の零細漁村を対象とした食料安全保障及び貧困削減に重点をおいた開発及び海洋資源省の行政官の人材育成に係る協力案件「エリトリア国沿岸漁業開発戦略策定プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を我が国に要請した。

本プロジェクトの実施により、海洋資源省（対象職員数 220 人）の能力強化が図られるとともに、その結果、当国の沿岸漁業における開発課題（零細漁船の稼働率向上、漁業技術の多様化、零細漁民や女性への支援など）の解決の道筋が明らかになり、沿岸零細漁家経営の安定化や漁民の生産性向上が図られることが期待される。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、アスマラ及びマッサワと周辺沿岸・島嶼漁村を対象に現況調査とパイロット活動を通じ、同国の海洋資源省職員が開発戦略を実施する上で有効

となる沿岸漁業開発戦略・アプローチを開発し、技術指針「沿岸漁業開発戦略と実践的アプローチ」を策定するものである。もって、同開発計画の実施促進を通じ、沿岸零細漁業の生産性の向上及び生産量の安定化、国内での流通促進を図り、当国の食料安全保障及び沿岸漁民の生計向上に寄与する。

(2) アウトプット（成果）

- ①沿岸零細漁業の現状・課題・制約要因に係る技術報告書
- ②技術指針「水産セクター開発戦略 2018-2022 年に基づく沿岸漁業開発戦略と実践的アプローチ」

(3) 協力終了後、技術指針により達成が期待される目標

開発戦略の実施促進によって沿岸・島嶼漁村の沿岸漁業開発（零細漁船の稼働率向上、漁業技術の多様化等）が図られ、漁業生産量が向上することにより、国内の水産物消費量が増加するとともに、沿岸漁民の生計が改善する。

(4) 調査項目

1) 沿岸零細漁業の現状・課題・制約要因に係る調査（ベースライン調査）・分析

- ①対象地域における沿岸零細漁業の現況及び漁村の状態の把握（漁業形態、漁法、関連インフラ、流通、漁民の収入構造/生計手段、漁村の社会・経済状況、食料・栄養状況、開発戦略の実施状況等）
- ②参加型手法を用いた沿岸零細漁業の課題及び制約要因の分析・抽出
- ③「沿岸漁業の現状・課題・制約要因」に係る技術報告書（以下、「技術報告書」という。）の作成

2) 開発戦略に基づく沿岸漁業開発戦略・実践的アプローチ案（以下、「戦略・アプローチ案」という。）の重要構成項目特定

- ①海洋資源省による施策（小型浮魚消費促進、女性グループ生計活動訓練等）のレビュー
- ②ベースライン調査及び課題及び制約要因の分析結果を踏まえた改善案の検討
- ③開発戦略・アプローチ案の検討及びリスト化

3) パイロット活動による戦略・アプローチ案の適用可能性の確認

- ①各戦略・アプローチ案の実証方法の検討
- ②パイロットサイトの選定
- ③関係者分析及び組織化、実施体制の確立
- ④主要関係者に対する研修の実施
- ⑤活動結果の分析・評価及び成功要因の抽出、適用可能性・改善策の検討

4) 技術指針「水産セクター開発戦略 2018-2022 年に基づく沿岸漁業開発戦略と実践的アプローチ」（以下、「技術指針」という。）の策定と沿岸漁業ステークホルダーによる承認

- ①各戦略・アプローチごとの技術指針、指標などの設定
- ②技術指針案に関するステークホルダー説明・協議
- ③関係機関等政府内部での協議

(5) 調査対象地域

アスマラ（人口約 43 万人）及びマッサワ地域（人口約 3.9 万人）とマッサワ周辺の沿岸・島嶼漁村（漁民数約 540 人）

※本プロジェクトで策定する戦略・アプローチや技術指針は、全国の沿岸漁民（2018年8月調査時3,273人）が対象。

※パイロット活動のサイトはベースライン調査の結果を踏まえて調査対象地域の中から決定する。

(6) 裨益者

1) 直接裨益者

海洋資源省のカウンターパート（以下、「C/P」）職員約220人

2) 間接裨益者（プロジェクト終了後3~5年後を想定）

全国の漁民（2018年8月調査時3,273人）

(7) 関係官庁・機関

海洋資源省開発局、調査・人的資源開発局、北部紅海支局
国家開発省

3. 業務の目的

本業務は、エリトリア国において、当国の開発戦略の内、特に沿岸漁業分野における具体的な開発の道筋を示す沿岸漁業開発のための戦略・アプローチ及びその技術指針（ガイドライン）を策定することにより、海洋資源省や水産業界関係者の能力強化を図る。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 「技術指針」の位置づけと活用について

当国政府が策定した開発戦略は、水産開発に向けた大きな方向性は示されているが、実際の開発を進めていく上での具体的な道筋が示されておらず、概念的な戦略計画に留まっている。当技術指針は、開発戦略を実現するため、海洋資源省や水産業界関係者が全国的に展開する開発事業を形成・計画する際の手引き（実施手法/方策を記したもの）となるものであり、海洋資源省との間では、大臣の承認を経て同省の正式な文書として位置づけることが合意されている。については、プロジェクト開始時にC/Pとの間で承認に至るまでのプロセスとスケジュールを協議し、計画的に業務を進めること。また、同指針の作成にあたっては、C/Pを通じて同省内部や他の関係機関との間で十分な合意形成を図るとともに、本プロジェクト終了後、同省の職員や関係者が業務を実施するにあたって使用できる現実的で実用的な内容とすること。

(2) 海洋資源省職員及び水産業界関係者の能力強化

上記「3. 業務の目的」のとおり、当業務の最終的な目的は「海洋資源省や水産業界関係者の能力強化」であり、当国からの要請でもこの点が強く求められている。そこでベースライン調査から技術指針の策定に至る一連の過程を通じ、C/Pの主体

性を重視し、終了時点において、海洋資源省が独自に技術指針を有効に活用して開発事業を全国的に展開できるように能力強化を図ること。

(3) 「戦略・アプローチ案」の再検討

沿岸漁業開発戦略・アプローチ案については、すでにプロジェクト開始前の当国との協議の中で以下の4つのテーマがあげられているが、改めて当プロジェクトの中でベースライン調査の結果、浮き彫りとなる具体的な課題や制約要因に対する改善策をC/Pとともに個別及び全体的に検討した上で見直しを行うこと。¹

〈事前の段階で当国側との協議で出されたテーマ〉

- ①漁具・漁法改善
- ②漁業コミュニティ生計手段多様化
- ③水産物開発・市場アクセス改善
- ④低利用資源開発・流通販売促進

(4) パイロット活動の実施

1) パイロット活動の規模

ベースライン調査の結果、上記(3)のとおり決定された「戦略・アプローチ案」の内容を踏まえて具体的なパイロット活動の計画とサイトを決定する。「戦略・アプローチ案」ごとに個別に実施するのではなく複合的に実施することとし、「戦略・アプローチ案」の実効性を確認する上で適切なサイトを選定する(「サイト」ありきとはしない)。パイロット活動及び同サイトの数についてはプロジェクト予算の制約の中で最終的に決定することになるが、計画にあたっては当国側の負担や他ドナーからの資金の確保などを積極的に検討及び働きかけること。

2) パイロット活動に係る投入

パイロット活動に必要な漁具や加工機材などの調査用資機材については、当国における沿岸零細漁業のレベルに鑑み、また、プロジェクト終了後の海洋資源省自身による開発事業の展開を可能とするため、大型のものや高機能のものは想定していない。²

(5) 国別(本邦)研修の実施

本プロジェクトは上記「3. 業務の目的」のとおり当国において技術指針の策定を目指すものであり、そのプロセスを通じて海洋資源省や水産業界関係者の能力強化を図ることを想定している。従って、必要となる研修やセミナーも現地国内で行うことを想定しており、現時点では本邦研修は想定していない。

しかし、プロジェクト開始後、C/Pの状況や、プロジェクトの目的を達成するために本邦研修を実施することが望ましいと判断される場合には、追加的に当機構が直営で実施する可能性は排除しない。従って、プロジェクトを実施していく中で本邦研修のニーズが生じた場合には当機構に対して積極的に提案を行うこと。また、

¹ プロポーザルでは、現時点でより適当であると想定される案を提案すること。

² プロポーザルでは、零細漁民でも現地で入手できる資材から組み立てることができる漁具など、可能な限り安価な漁具/機械やそれを用いた漁法、加工技術等で大きな効果が期待できると考えるものを提案すること。

本邦研修の実施が決定した場合、C/P の能力強化の一環として可能な範囲で当機構が実施する研修の実施を支援すること。

なお、2019 年度及び 2020 年度に実施される課題別研修の計画は以下のとおりであるため、これらの研修枠を有効に活用することも検討すること。なお、課題別研修の活用については、ケニア事務所の連絡・調整を十分に行うこと。

(想定される課題別研修－2020 年要望調査対象案件)

2019 年度及び 2020 年度に開講する課題別研修のうち、関連するコースは以下の 3 コース。また、そのうち 2019 年度の当国の割当は以下のとおり (2 名)。

- ・食料安全保障と貧困撲滅のための持続可能な小規模漁業(A) : 2019 年度 1 名
- ・資源管理型漁業の推進 (2019 年度 1 名)
- ・水産資源の持続的利用とバリューチェーン開発

(6) ジェンダー配慮

プロジェクト対象サイトの沿岸漁業コミュニティの一部はイスラム社会であることも考慮しつつ、本プロジェクトでは、ジェンダーの視点についても十分配慮して沿岸漁業開発において重要なステークホルダーとなる女性を対象とした活動も検討し、支援の結果が男女格差を助長することにつながらないように留意する。

(7) 環境社会配慮の重視

プロジェクトが沿岸漁業開発の中で試行するパイロット活動は、プロジェクト期間中のみならずプロジェクト終了後にも環境・社会に悪影響を与えない内容とするよう留意する。また、提案する戦略・アプローチの内容も同様とする。

(8) 海洋資源の持続的利用への貢献

プロジェクトが試行するパイロット活動や活動対象とする漁具・漁法は、資源管理に基づくことを前提としてそれ自体やその後の技術普及においても乱獲につながらないように配慮するとともに、資源管理を促進する技術を検討する。

(9) 国家開発省の関与

当国においては、すべての開発援助は国家開発省大臣が代表として協定等に署名することとなっており、複数の署名者が認められていないため、R/D には同大臣が署名している。しかし、当プロジェクトの実施機関は海洋資源省であるため、同省の責任や義務の履行、主体性を確保するため、同省とは R/D に先立って M/M を締結して同様の内容について合意している。一方、国家開発省の過度な介入やそれによる活動の遅滞を避けるため、R/D 上で「署名後は JICA と海洋資源省との間で計画の見直しが可能とする」旨合意している。しかし、プロジェクトの実施中も、両省の間のトラブルや活動の遅滞などのリスクを最小限に抑えるため、両省を含む関係機関の間で必要となる調整については十分配慮し、できるだけ早い段階から丁寧に進めていくこと。

6. 業務の内容

上記「1. プロジェクトの背景」「4. 業務の範囲」「5. 実施方針及び留意事項」をふまえつつ、以下に示す①ベースライン調査、②戦略・アプローチ案策定、③パイロット活動、④技術指針策定の 4 段階の業務の内容について、効率的・効果的に業務

を実施する。³

【国内準備期間：2019年9月下旬】

(1) 既存資料収集による状況分析

JICA提供資料を含む当国水産セクターの上位計画・政策・政策実施計画や過去のJICA等の報告書、他ドナー等関係機関作成資料等、既存の関連資料、情報、データ等を整理、分析、検討し、セクターの課題や教訓を把握するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

(2) インセプション・レポートの作成

上記の結果を取纏めてインセプション・レポート（案）を作成する。JICA農村開発部（以下、「農村開発部」という。）に対して説明し、コメントを受けて加筆修正を行う。

【第1次現地調査：2019年10月上旬～2019年12月上旬】

(1) JICAケニア事務所（以下、「ケニア事務所」という。）との協議

ケニア事務所にインセプション・レポート（案）について説明を行い、コメントを受けて内容を修正する。

以下、現地調査の開始時又は終了時にケニア事務所に立ち寄り、業務の進捗状況について報告するとともに、現地調査期間中は随時必要に応じ同事務所にメール、電話等で報告・相談を行うこと。

(2) インセプションレポート（案）の提出、説明・協議及び承認

当国側に対してインセプションレポート（案）を海洋資源省に提出し、説明・協議し、基本的了解を得る。また、事業実施体制や実施機関との責任分担等について確認を行う。得られたコメントを反映させ最終版を作成し、同省及びケニア事務所に最終版を提出する。

＜沿岸零細漁業の現状・課題・制約要因に係る調査（ベースライン調査）・分析＞

(3) 対象地域における沿岸零細漁業の現況及び漁村の状態の把握

当プロジェクトの実施に先立ち実施された基礎情報収集・確認調査により当国における上位計画や政策、実施体制等の基礎的な情報については収集されている。これらの情報に加え、調査対象地域における沿岸零細漁業の現況及び漁村の状態を把握し、課題や制約要因を分析するために必要な情報を収集するためにベースライン調査を実施する。調査項目によっては、上述の調査を始め既存の情報の収集・取纏めにより対応することも検討し、効率的な調査を心掛けることとするが、一方で当調査においては可能な限り現地の現況の把握に努める。また、水産サブセクターに関連する情報だけではなく、本プロジェクトの目的である食料安全保障や沿岸漁民の生計向上（地方開発）の観点から指標となる社会・経済面のデータも収集する。

³ 以下、かなり細部にまでわたって業務の内容を示すため、プロポーザルでは、同様に業務の流れ全般について記述するのではなく、より効率的・効果的な方法・スケジュールなど変更や代替案を提案したいポイントに絞って記載すること。また、本プロジェクトでは、全体で31カ月の協力期間の中で、当国の沿岸零細漁業が抱える課題の解決策を可能な限り低コストで実現できる方策（戦略・アプローチ）の開発が求められている。そこで、専門的見地から現時点で想定できる改善策や効果が見込める具体的な技術について提案すること。

調査項目について以下に例示するが、プロポーザルにて提案すること。

＜漁業に関する項目＞

漁民数、漁船タイプ・数・稼働率、漁具・漁法・形態、漁場、漁獲対象種、関連インフラ、技術レベル・普及方法、漁獲・水揚げ、加工・流通販売、品質、補助金・行政サービス、法制度・規制（監視・取締）、組織化、資源管理・慣習など

＜漁村・社会経済に関する項目＞

自然環境、村落形態・構造、人口・住民数、家族形態、産業・経済、労働形態、生計手段・収入構造、食糧・栄養状態、漁業権、女性の役割・地位、教育・保健、福利・社会保障、法制度・慣習、伝統・文化など

＜開発戦略の実施状況等＞

当国政府による実施体制・実施能力・進捗状況・達成見込み、他ドナーの取り組み状況やその成果

(4) 沿岸零細漁業の課題及び制約要因の分析・抽出

ベースライン調査の結果をもとに、沿岸零細漁業の生産性の向上や生産量の安定化（零細漁船の稼働率向上、漁業技術の多様化など）、国内での流通などを阻害している課題や制約要因について分析・抽出を行う。同分析にあたっては、専門の見地からの検討以外に、漁村住民や地元で沿岸漁業開発に従事する多様なアクターによるワークショップの開催など住民参加型手法を用い、また、他ドナーや民間企業など多様なステークホルダーからのヒアリングを行った上で、技術的な点のみならず、社会・経済システムや文化・慣習に関わる点も抽出する。エリトリア海洋資源省は既に課題の所在について把握・理解している項目もあり、その課題の具体的解決策について模索している例（例：小型浮魚消費促進や女性グループ生計活動訓練等）も見られることから、まずは、海洋資源省の持つセクター課題に対する問題意識を事前に十分に聴取するとともに、既存の取り組みとの整合性にも留意すること。

(5) 「沿岸漁業の現状・課題・制約要因」に係る技術報告書の作成

(3) 及び(4)の結果を取りまとめ、考察を加えた技術報告書を作成する。同報告書は当プロジェクトの成果品の一つであり、作業の結果を取りまとめただけの本プロジェクトにのみ使用される資料ではなく、エリトリア沿岸漁業の現状と課題を網羅的に分析した資料として行政・他ドナーに幅広く利用される内容となるようエリトリア国内の第三者意見もふまえて対外的に読み物として完結したレポートとすること。

【第1次国内作業：2019年12月中旬】

(1) 中間業務報告

上記(5)で作成した技術報告書とともに、現地派遣期間の業務の進捗状況について農村開発部に報告し、残りの現地派遣期間中の活動予定等について協議を行い、必要に応じて業務計画書を改定する。また、技術報告書については、農村開発部からのコメントを受けて必要に応じて見直しを行い、最終的に完成させる。業務計画について見直した内容については、第2次現地調査開始時に海洋資源省に報告して承認を受ける。

【第2次現地調査：2020年2月上旬～2020年12月上旬】

<開発戦略に基づく沿岸漁業開発戦略・アプローチ案の必要項目特定>

(1) 海洋資源省による施策のレビュー

上記第一次現地調査(4)で確認した、海洋資源省がすでに講じている施策の内容や進捗状況、成果及び課題についてレビューを行う。特に同省が行っている事業については、当プロジェクトで最終的に策定する技術指針をもとに同省が開発事業を全国で実施していく上でモデルとなるものであり、同省の実施体制や方法、実施能力、得られる教訓などについて詳細に分析し、その結果を後述する戦略・アプローチや技術指針に反映すること。当作業はベースライン調査の前に実施し、同調査においてこれらを確認することも検討すること。

また、併せて他ドナーや国際機関により実施されている事業についても同様に情報を収集し、レビューを行う。

(2) ベースライン調査及び課題及び制約要因の分析結果を踏まえた改善案の検討

第1次現地調査の(1)～(3)の結果を踏まえ、課題や制約要因の改善策を検討する。(3)で抽出された課題すべてについて幅広く検討を行う。現時点では、以下のような検討項目が想定される。⁴

- ・ 漁業組合など零細漁民の組織化や既存組織の改善策
- ・ 現地の自然環境(特に酷暑期)に適した沿岸零細漁業の漁法及び調達方法も含めた漁船・漁具の改善による生産性向上方策
- ・ 漁業関連インフラの改善・整備計画
- ・ 漁獲物を用いた収入向上策(魚種、保存・鮮度保持、マーケティング、水産加工/流通販売等)、小規模養殖・畜養、その他水産副次的収入源を含む生計向上策
- ・ 小型浮魚の加工開発及び流通・販売促進・消費拡大策の検討
- ・ 市場アクセス(道路網、輸送手段、市場インフラ、コールドチェーン、組織化・組合、販路、衛生、商取引制度・慣習、仲買人、など)の改善方策
- ・ 内陸部への流通網及び流通体制/組織の改善方策
- ・ 漁業における女性の役割の見直し、活用方法
- ・ 投資拡大策・融資制度の設立
- ・ 水産物の生産量の増加や生計向上を経済的インパクトや栄養改善につなげる方策
- ・ 海洋資源省の技術普及等サービス体制の強化策
- ・ その他

(3) 開発戦略・アプローチ案の検討及びリスト化

(2)で検討した改善策について、各項目を比較検討し、「沿岸漁業の現状・課題・制約要因に係る技術報告書」をもとに得られる効果の大きさを分析するとともに、難易度や技術レベル、必要なコストや資機材の入手可能性などから、現実的で実施可能な改善策を絞り込み、その結果、いくつかの改善策を組み合わせる沿岸漁業開発のための戦略・アプローチを構想する。

その上で考えられる戦略・アプローチ案について C/P が関係機関・想定される

⁴ プロポーザルでは、これら以外にも考えられる項目も含めて業務計画を立てること。

実施機関・対象者と協議を行い、後述のパイロット活動で有効性を実証する戦略・アプローチを選定する。最終的に確定する戦略・アプローチの数は限定しない。⁵

＜事前の段階で当国側との協議で出されたテーマ＞

- ①漁具・漁法改善
- ②漁業コミュニティ生計手段多様化
- ③水産物開発・市場アクセス改善
- ④低利用資源開発・流通販売促進

(4) プロGRESSレポート1の作成

現地派遣期間の業務の途中結果をまとめ、7.(1)項に記載の提出時期を目途にPROGRESSレポート1(案)を作成する。同報告書には、ベースライン調査の結果、「沿岸漁業の現状・課題・制約要因」に係る技術報告書の内容、選定された開発戦略・アプローチ案の内容を、それぞれの検討の経緯とともに記載する。また併せて、次項(5)～(8)で述べるパイロット活動に係る活動について、この時点で想定する計画案やスケジュール案を盛り込む。同案をケニア事務所及び同事務所を通じて農村開発部に提出しコメントを受けて反映した上で、当国側に合同調整委員会において説明し、基本的な了解を取り付ける。

＜パイロット活動による戦略・アプローチ案の適用可能性の確認＞

(5) 各開発戦略・アプローチ案の実証方法の検討

(3)で選定した戦略・アプローチの有効性を実証するための具体的な方法を検討する。それぞれの戦略・アプローチ案ごとに実証のねらいを明確にし、有効性に係る具体的な指標を設定する。また、戦略・アプローチを成功させるための具体的な技術や仕組み(実施者の行動変容を起こさせるための方法なども含む)、活動内容、必要となる資機材や経費を検討する。その上で、それら戦略・アプローチ案ごとの活動を複合させた複数のパイロット活動の実施計画案を作成する。パイロット活動の数は限定しないが、サイト数は次項で説明するとおりとし、原則、サイトごとに一つのパイロット活動の実施を想定する。一つのパイロット活動の規模は予算の制約の他、現地での実施主体や参加者の様態によって決定する。パイロット活動の規模や範囲によっては、複数のサイトにまたがったり、サイトが重複する可能性も排除しないが、プロポーザルでは上述の原則に基づき業務計画を立てること。

(6) パイロットサイトの選定

(5)で作成したパイロット活動の実施計画案に基づき、各戦略・アプローチのねらいや効果を実証する上で適したサイトを対象地域内で選定する。サイトの数はパイロット活動の内容や予算の制約により決定することとなるが、予算積算上の目安としては、水産物の消費地としてのアスマラに加えて沿岸地域で3か所

⁵ パイロット活動に係る経費については、この「戦略・アプローチ案」の内容が関係するため、原則としてこれら4つの案を想定して積算すること。より効果が見込める一方、より低コストの活動内容を提案すること。

とする。一つのサイトの範囲は、原則として一つのコミュニティ又は最小の行政単位とするが、パイロット活動を実施する上で最適な規模やコミュニティのまとまりなどから最終的に判断する。

(7) 参加者分析及び組織化、実施体制の確立

選定されたサイトまたはパイロット活動ごとに、それぞれのサイトにおける関係機関について、業務内容に加え、相互の関係や立場/役割、利害、実施能力、メンバーなどを詳細に分析した上で同活動の実施体制を検討する。同検討結果に基づいて現地主導で同活動実施のためのチーム（海洋資源省、同北部紅海支局、対象サイトを管轄する行政機関、漁民組織、コミュニティー・リーダーなど）を組織する。また、各行政機関やサイトのコミュニティにおいて関係委員会の設置などを促進し、実施体制を確立する。

(8) 参加者に対する研修の実施

本パイロット活動実施においては、C/Pが中心となり、(7)で組織したパイロット活動実施チームのメンバーや技術普及員、コミュニティー・リーダーなどに対して、パイロット活動のねらいや目的を伝えた上で、同活動の実施方法や必要な技術等についてのトレーニング/研修等を行い、同活動を実施していく上での指導者（以下、「トレーナー」という。）として能力強化を行う。

このトレーニング/研修を受けたメンバーにより、上記(5)で作成したパイロット活動の実施計画案をもとに現地用にアレンジした詳細な活動計画案を作成させる。さらにこのメンバーが中心になって漁民や業者などのパイロット活動対象者/アクターに対して必要なトレーニング/研修を行い、また参加型ワークショップなどを通じて現地のコミュニティや漁民自らが主体的に活動を展開するよう動機付けを工夫する。このように、原則としてパイロット活動の実施は、現地側で独自に行わせることとするが、C/Pやトレーナーが短期間に習得することが難しい、新たに導入する漁具・漁法など技術面については、日本側調査団がパイロット活動対象者/アクターに対して直接、技術指導を行うことは排除しない。この技術面での技術指導に関しては、これらパイロット活動対象者/アクターの中から開発事業の全国展開を図っていく段階でトレーナーとなっていく者を発掘・育成することも念頭に置く。

パイロット活動は、酷暑期が始まる5月中には開始する。

(9) プロGRESSレポート2の作成

現地派遣期間の業務の途中結果をまとめ、7.(1)項に記載の提出時期を目途にPROGRESSレポート2を作成する。同報告書には、パイロット活動に関する実施計画、サイト、実施体制などについて、検討経緯も含めて記載した上で、活動の進捗状況についてモニタリング結果を記載する。同案をケニア事務所及び同事務所を通じて農村開発部に提出しコメントを受けて反映した上で、当国側に合同調整委員会において説明し、基本的了解を取り付ける。

【第2次国内作業：2020年12月中旬】

(1) 中間業務報告

上記（９）で作成したプログレスレポート２とともに、現地派遣期間の業務の進捗状況について農村開発部に報告し、残りの現地派遣期間中の活動予定等について協議を行う。特にパイロット活動の見通しや計画、内容の見直しについて詳細に打ち合わせる。

【第３次現地調査：2021年２月上旬～2021年12月上旬】

（１）パイロット活動の継続

第２次現地調査で開始したパイロット活動について引き続きモニタリングを行い、必要な技術指導を行う。

（２）活動結果の評価・分析及び成功事例の抽出、適用可能性・改善策の検討

パイロット活動終了時に、個々の活動の結果を事前に設定した指標をもとに確認し、成果について評価するとともに、その成功・失敗要因や効果を詳細に分析する。その結果、成功したと判断される事例を抽出し、同事例をもとに他地域への適用可能性や全国展開の可能性、改善すべき事項、教訓などを検討した上で普遍性を持ったモデルを形成する。

＜技術指針「水産セクター開発戦略 2018-2022 年に基づく沿岸漁業開発戦略と実践的アプローチ」の策定と沿岸漁業ステークホルダー協議＞

（３）各戦略・アプローチごとの技術指針、指標などの設定

第２次現地調査の（３）でリスト化した戦略・アプローチのうち、パイロット活動を通じて有効性が認められたものについて、（２）で整理した活動モデルをもとに活動方法や手法、基準、体制、人材、使用する技術・ノウハウ、資機材等の投入、予算、留意点や教訓、指標などについて指針として設定する。

（４）インテリムレポートの作成

技術指針（案）について、同策定に至る経緯（プログレスレポートの内容、パイロット活動の結果）も含めて、（１）項に記載の提出時期を目途にインテリムレポートに取りまとめる。ドラフトの段階でケニア事務所及び同事務所を通じて農村開発部に提出しコメントを受けて反映した上で、当国側に合同調整委員会において説明し、基本的な了解を取り付ける。

【第３次国内作業：2021年12月中旬】

（１）中間業務報告

上記（４）で作成したインテリムレポートとともに、現地派遣期間の業務の進捗状況について農村開発部に報告し、残りの現地派遣期間中の活動予定等について協議を行う。特に技術指針案の作成の経緯や留意点、第４次現地調査で取組む合意形成や当国政府内部の承認プロセスについて詳細に打ち合わせる。

【第４次現地調査：2022年1月中旬～2022年3月下旬】

(1) 技術指針案に関するステークホルダー説明・協議

上記(3)で整理した技術指針の案について、C/Pにより開発事業に関係する幅広いステークホルダー(海洋資源省、関連する行政機関、地方機関、漁民組織代表者、コミュニティリーダー、民間企業、他ドナー、消費者代表、その他)に対して説明を行い、協議を通じて合意形成を図る。

(2) 関係機関等政府内部での協議

ステークホルダー協議の結果を踏まえ、より現実的で実用的な内容となるよう修正を図った上で完成した技術指針(案)について、C/Pにより実施される承認のために必要な政府内部でのプロセス・手続き(他省庁の関係部局との協議と了解の取付、関係部局による全体会合での了承、海洋資源省内部での承認プロセスなど)を支援する。このプロセスについては関係機関間の調整や根回しなども含め、相応の時間をかけて丁寧に進めていく必要があるため、その期間を見越してできるだけ前倒して技術指針(案)を用意する必要がある。そこで、パイロット活動が終了してから作成を開始するのではなく、並行してドラフトの作成を進め、途中段階で討議を繰り返してその結果をパイロット活動にも反映して検証することを繰り返すなど、より効率的な進め方を検討する。これらのプロセスを繰り返し行うことで、関係者間で技術指針の内容に対する理解が増幅され、関係者の能力の強化にもつながる。

(3) ドラフト・ファイナルレポートの作成、説明、協議

全ての業務成果をドラフト・ファイナルレポートとして取纏め、先方実施機関等に説明・協議し、基本的了解を得る。

【帰国後整理期間：2022年4月下旬】

(1) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対するJICA及び先方実施機関等のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICAに提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

ここに示す報告書は原則として調査団が作成するが、本プロジェクトの中で作成する技術報告書、戦略・アプローチ・リスト、技術指針などの成果物はC/Pによる作成を原則とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、各段階のレポートについては事前にC/P側の事前了解を取り付けた上で合同調整委員会において当国側に説明を行い、協議の上で基本的了解を取り付ける。同委員会で得られたコメントや議論となった点については基本的にはM/Mを作成して署名・交換するが、当国側から修正・加筆等を求められた場合には、必要な見直しを行った上で最終版を海洋資源省に提出し、承認を受けること。

成果品の著作権及び使用权は、JICAに帰属し、許可なく他に引用または転用し

てはならない。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の背景、経緯、目的、実施方針、内容（成果、活動、手法及び全体概念図）、作業工程、要員計画、実施体制、提出する報告書、便宜供与依頼、技術移転実施計画、付属資料、等

提出時期：（案）の提出は調査開始後半月以内

部 数：和文 10 部（簡易製本）、英文 25 部（簡易製本）、CD-ROM 3 部
（最初に JICA に提出する（案）については、英文は当初 1 部のみとし、コメントを受けて修正・加筆を行った上で上記部数を海洋資源省に提出すること。以下、同じ）

2) プログレスレポート 1

記載事項：ベースライン調査の結果、「沿岸漁業の現状・課題・制約要因」に係る技術報告書の内容、選定された開発戦略・アプローチ案の内容及びそれぞれの検討の経緯

提出時期：調査開始後 7 カ月後を目安

部 数：和文 5 部（簡易製本）、英文 25 部（簡易製本）、CD-ROM 3 部

3) プログレスレポート 2

記載事項：パイロット活動に関する実施計画、サイト、実施体制など及びそれぞれの検討の経緯

提出時期：調査開始後 14 カ月後を目安

部 数：和文 5 部（簡易製本）、英文 25 部（簡易製本）、CD-ROM 3 部

4) インテリムレポート

記載事項：プログレスレポートの内容、パイロット活動の結果、技術指針（案）及び検討の経緯

提出時期：調査開始後 27 カ月後を目安

部 数：和文 5 部（簡易製本）、英文 25 部（簡易製本）、CD-ROM 3 部

5) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：（案）の提出は現地業務終了前 1 カ月

部 数：和文 5 部（簡易製本）、英文 25 部（簡易製本）、和文要約版 3 部（簡易製本）、CD-ROM 3 部

6) ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するエリトリア側及び JICA 側コメント提出から 1 カ月以内

部 数：和文 10 部（製本）、英文 25 部（製本）、和文要約版 3 部（製本）、CD-ROM 3 部

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

b) プロジェクト実施の基本方針

- c) 活動/調査実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制
- e) 業務フローチャート
- f) 要員計画
- g) 先方実施機関便宜供与負担事項
- h) その他必要事項

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）、CD-ROM 2 部

2) ベースライン調査報告書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：業務開始後 3 カ月後を目途

部 数：和文 10 部（製本）、仏文 25 部（製本）、和文要約版 3 部（製本）、
CD-ROM 3 部

3) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込等について、記録として残しておくための報告書。

記載事項：

①プロジェクト概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤今後の当国政府による開発事業の実施の見通し（資金調達の見込も含む）

⑥今後の協力の方向性や可能性についての提案

添付資料

a) 業務フローチャート

b) 業務人月表

c) 研修員受入実績

d) 調査用資機材調達実績（引渡リスト含む）

e) 合同調整委員会議事録等

f) その他調査活動実績

g) 技術協力成果品

h) 広報用資料

i) その他収集資料

提出時期：業務終了時

部 数：和文 5 部（簡易製本）

(2) 技術協力成果品等

C/P が作成する以下の資料を作成後速やかに提出する。これらについては、当国

内で広く配布するため、現地にてC/Pとも協議の上、必要部数を製本する。⁶

- ア) 「沿岸漁業の現状・課題・制約要因」に係る技術報告書
- イ) 技術指針「水産セクター開発戦略 2018-2022 年に基づく沿岸漁業開発戦略と実践的アプローチ」

(3) その他の作成資料

プロジェクト活動の国内外における広報への活用を目的に、プロジェクト開始時にパンフレットを英・和の2言語で作成する。

また、プロジェクト活動で収集した資料や開発した個別の技術マニュアル、ガイドライン、フォーマット類について、電子データと併せて提出する。

- 1) 広報用資料
- 2) 技術マニュアル／ガイドライン (各種)
- 3) その他研修教材、セミナー配布資料、広報素材、等

(4) 報告書作成に係る留意事項

1) 報告書の仕様

ファイナルレポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。

報告書類の印刷、電子化 (CD-ROM) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014年11月)」を参照すること。

2) 報告書の形式・説明

- ①各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ②図や表を活用すること。
- ③英文・現地語等、外国語で作成する報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ④各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の項に記載すること。報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠 (資料編の項目) との照合が容易に行えるよう工夫すること。

(5) その他の提出物

1) 議事録等

プロジェクト計画や実施体制に関し、先方政府と重要な協議を実施した際には、議事録を作成し、農村開発部に速やかに提出する。

2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコン

⁶ プロポーザルでは、各100部を目安として積算すること。

サルタント業務従事月報に添付して、翌月 15 日までに当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告するものとする。

ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ) 活動に関する写真

ウ) 業務フローチャート

3) 先方政府への提出文書（写）

先方政府への提出文書は、その写しを JICA へ速やかに送付する。

4) その他

以上の他、JICA が必要と認め提出を求めたものについて提出する。

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本業務は、2019年9月に開始し、2022年4月に完了予定とする。

- (1) 国内準備期間：2019年9月下旬
- (2) 現地派遣期間：2019年10月上旬～2022年3月下旬のうち、(3)の国内作業期間を除く期間
- (3) 国内作業期間：毎年の12月中旬
- (4) 帰国後整理期間：2022年4月

年度 月 内容	2019年度							2020年度											
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事前準備作業	<input type="checkbox"/>																		
ベースライン調査		■	■	■															
技術報告書作成				▲															
第一次国内作業				<input type="checkbox"/>															
戦略・アプローチ案の決定					■	■	■	■	■										
パイロット活動									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
第二次国内作業																<input type="checkbox"/>			
現地調査																			
報告書等	▲	IC/R							▲	PR/R1						▲	PR/R2		

年度 月 内容	2021年度												2022年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
パイロット活動	■	■	■	■	■									
技術指針案の策定						■	■	■	■					
技術指針策定									▲					
第三次国内作業									<input type="checkbox"/>					
ステークホルダー協議・承認										■	■	■		
帰国後整理期間													<input type="checkbox"/>	
現地調査														F/R
報告書等								IT/R	▲		DF/R	▲	▲	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

本業務量の目途は18.15M/M（国内0.85M/M、現地17.30M/M）とする。目安と異なる提案を行う場合はその理由をプロポーザルに明記すること。

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定している。

- a) 業務主任者／水産開発（3号）
- b) 漁具・漁法（3号）
- c) 漁業コミュニティ開発

3. 相手国の便宜供与

(1) C/P の配置

(2) 事務所スペースの提供

4. 配布資料および閲覧資料

【配布資料】

- ・ エリトリア水産分野情報収集・確認調査報告書、R/D、詳細策定計画調査 M/M
農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム奥田久勝職員
(Okuda.Hisakatsu@jica.go.jp) への照会を通じて配布可能です。

5. 現地での実施体制

1.) C/P 及びプロジェクトチーム

海洋資源省の局長レベルが Project Director/Coordinator、課長レベルが Project Manager を務める。同省が C/P を任命し、日本側コンサルタントチームと同 C/P がプロジェクトチームを構成する。

なお、パイロット活動は、対象サイトを管轄する北部紅海支局に加え、技術普及機関や民間、NGO、他ドナー等の参画を促進する。

2) プロジェクト監理ユニット (Project Management Unit)

戦略／アプローチ案の作成及び技術指針作成については上記プロジェクトチームの外に技術分野ごとの作業部会を設置する。また、プロジェクト活動の調整及びモニタリング等のためにプロジェクトチーム、作業部会及び関係部局からなるプロジェクト監理ユニットを構成する。

3) 合同調整委員会設置

海洋資源省を調整役として、「プロジェクト合同調整委員会」を設置する。同委員会は、プロジェクトの円滑な実施に資するために、プロジェクトの方針、活動計画及び報告書の承認、フォロー及びモニタリング等を行う。

6. 業務用資機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。特に海洋資源省が用意する調査団用執務室にコピー機やプリンター、コンピュータなどの事務機器は設置されていないため、それらの機器（ポータブル製品とする）を見積りに

含めること。

また、パイロット活動に使用する資機材については、導入により活動の効果がより高く見込めるものである一方、より安価で、可能な限り現地の零細漁民でも直接、入手可能なものや、政府が大量に調達可能なもので輸入が容易なものなど、同国の関係者による調達の可能性に最大限配慮した資機材を提案すること。

7. 招聘・研修の実施

本プロジェクトでは、C/Pの本邦研修や本邦招聘は予定していない。しかし、プロジェクト開始後、各活動を通じて同研修や招聘が不可欠であると判断された場合には、JICAに対し積極的に提言を行うこと。本邦研修や招聘の受入にあたっては、JICA直営方式をとるが、要員計画の範囲内で研修（招聘）計画の策定、実施、受入に際しての支援を行うこと。

8. セミナー、ワークショップの開催

「5. 実施方針及び留意事項」に基づき、「6. 業務の内容」を実施するために、必要に応じてセミナーやワークショップを開催すること。特に現地コミュニティにおける活動にあたっては、可能な範囲で住民参加型ワークショップの手法を積極的に活用すること（会議やワークショップ開催≠参加型ではない点には注意）。なお、C/Pを対象としたものを除いては、C/Pが主体的に開催することとし、開催時期、方法等の詳細については、先方との協議を通じて決定すること。また、可能であれば、他ドナーとの共同開催を検討する。

9. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 執務場所及び現地コンサルタント

業務の実施にあたっては、実施機関である海洋資源省を拠点に活動を展開することを想定しているが、海洋資源省では安定的な通信手段の確保の目途が立っていない。ケニア事務所は、アスマラ市内にインターネット環境のある執務場所を確保しているため、海洋資源省の執務場所に加えて、インターネット回線を含めて通信手段が比較的整っている同事務所も活用することができる。また、アスマラには、ケニア事務所が契約している現地コンサルタントが1名いるため、同現地コンサルタントに査証や移動許可証の申請・取得の際に協力を得ることが可能である。ただし、同現地コンサルタントによる現地調査への同行は想定していない。

(3) 安全管理の徹底

コンサルタントは、現地作業期間中、安全管理を徹底した上で、JICAの安全管理記述を厳守すること。当地の治安状況については、外務省やJICA等のホームページを通じ、効率的かつ適切に情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、機構農村開発部、ケニ

ア事務所及び在ケニア日本大使館等と常時連絡が取れる体制を構築し、現地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとることとし、現地作業中における安全管理大使絵をプロポーザルに記載すること。

なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

また、特に当国においては、以下の点に十分留意の上で業務に当たること。

- 1) エリトリア国内に日本大使館や JICA 事務所がないことから、現地での業務実施に当たっては農村開発部及びケニア事務所と連絡を密にとること。また、国内での安全対策についても農村開発部及びケニア事務所の指示に従うこと。なお、安全管理用の携帯電話本体を 1 台貸与する。
- 2) 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- 3) 宿舎については JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては農村開発部及びケニア事務所の指示に従い、必要な措置を講じること。
- 4) 移動は原則として 4WD とすること。
- 5) エリトリア国内において、エリトリア人以外は首都アスマラが位置するマアカル地方から出る際には、事前に移動許可証の申請・取得が必要となる。C/P から密に情報を入手し、適切な対応をとること。
- 6) また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

以上